

一般社団法人

# 全国木材組合連合会

定 款



# 一般社団法人全国木材組合連合会定款

昭和 29 年 3 月 10 日任意団体として発足  
昭和 31 年 5 月 25 日第三回通常総会に  
おいて法人に組織変更  
昭和 31 年 7 月 24 日社団法人認可  
平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立登記  
平成 26 年 11 月 27 日一部変更  
令和元年 10 月 8 日一部変更  
令和 2 年 5 月 13 日一部変更  
令和 2 年 11 月 18 日一部変更  
令和 3 年 5 月 12 日一部変更

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、木材の利用及び木材産業に関する調査分析、知識及び技術の普及等を行うことにより、低炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材関連産業の健全な発展を図りもって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材貿易振興のための調査、交流
- (6) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (7) 外国人技能実習制度に基づく技能実習評価試験の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 木材利用及び木材産業の振興の活動を行う都道府県の区域  
団体又は全国団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する木材関係団体等

(3) 特別会員 本会とともに木材利用拡大活動に参画する団体又は企業等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(以下「一般社団等法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長  
に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、その名称又は代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく  
本会に届けなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければな  
らない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも  
退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議により除名す  
ることができる。この場合、その会員に対して総会において弁明する機会を  
与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的遂行に反する行為を行ったとき

(3) その除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、そ  
の資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 総正会員が同意したとき

2 会員の資格喪失の場合において、既に納入した会費は返還しない

## 第3章 総 会

(総会の開催)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団等法人法上の社員総会とする。

3 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会の決議により必要と認めるとき

(2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき

(招集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合や前条第3項の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は会日の10日前までに正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

3 前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事又は監事の選任又は解任

(3) 会員の除名

(4) 理事又は監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準

(5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認

(6) 会費及びその徴収方法の決定

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第15条 総会は、正会員の有する議決権の半数を有する正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、おのおの一個の議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。  
(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 53名以上60名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を業務担当理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団等法人法上の代表理事とし、専務理事及び業務担当理事を一般社団等法人法第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は構成員の中から総会において選任する。ただし、正会員である団体の代表者又は構成員以外であつても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこのものと特別な関係にある者をいう。)又は他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、専務理事以外の業務執行理事は本会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第20条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(解任)

第25条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額により支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当会運営上の重要事項について意見を述べるができるものとする。

3 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。

4 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法令上の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは専務理事又はその他の業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作



成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。
- 3 事務局に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し理事会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 本会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配は行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第10章 委任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関し必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、吉条良明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和3年5月12日から施行する。